

県民まちなみ緑化事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民まちなみ緑化事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、県民まちなみ緑化事業を実施するために必要な事項を定める。

(区域)

第2条 要綱第4条第1項第5号に規定する同項第1号から第4号までに準ずる区域として別に定める区域とは、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第2項に規定する区域のうち、同条第1項第4号に規定する区域と同程度の建築物が連たんする区域
- (2) 緑条例第31条第1項に規定する区域のうち、緑条例第9条第1項第4号に規定する区域と同程度の建築物が連たんする区域
- (3) 旧住宅地造成事業に関する法律に基づき住宅地造成事業が完成した施行区域、地区計画が決定されている区域、その他法令等に基づき整備又は保全された区域で知事が適当と認める区域
- (4) 市町が条例等で土地利用計画を定めた区域のうち、緑条例第9条第1項第4号に規定する区域と同程度の建築物が連たんする区域で知事が適当と認める区域

第2条の2 要綱第4条第2項第3号に規定する同項第1号又は第2号に準ずる区域として別に定める区域とは、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 前条各号に掲げる区域
- (2) 緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、同条第1項第3号に規定する区域と同程度の地域環境を形成している区域
- (3) 緑条例第31条第1項に規定する区域のうち、緑条例第9条第1項第3号に規定する区域と同程度の地域環境を形成している区域
- (4) 市町が条例等で土地利用計画を定めた区域のうち、緑条例第9条第1項第3号に規定する区域と同程度の地域環境を形成している区域で知事が適当と認める区域

(緑化資材)

第3条 要綱別表1から別表6までの補助対象に掲げる緑化資材には、以下のものを含むこととする。

- (1) 肥料等
普通化成、バーク堆肥、真砂土等
- (2) 支柱
垣根；杉丸太（防腐処理済み）、唐竹、結束縄
鳥居支柱；杉丸太（防腐処理済み）、結束縄
- (3) その他
表示板、適切な維持管理に必要な用具類及び設備（ホース、バケツ、シャベル、

芝刈り機、スプリンクラー、灌水チューブ、水道設備等)、補助事業による緑地形成に必要な設備(境界ブロック、見切材、車止め、天然芝では摩耗により維持が困難な箇所又は地盤の状態・埋設物の存在等により天然芝に適した地盤改良が困難な箇所に天然芝と一体的に施工される人工芝等)、その他知事が適当と認めるもの

2 要綱別表1から別表3までの補助対象のうち、限度額を加算する維持管理設備等は、以下のものをいう。

ア 自動灌水装置

植栽や芝生への灌水を自動で行う機能を有し、タイマーやセンサー等により灌水の開始又は停止を制御できるもの

イ ロボット芝刈機

芝生の刈込み作業を自動又は遠隔操作で行う機能を有するもの

ウ 雨水貯留タンク

植栽や芝生への灌水に供するため、雨水を集水し、貯留するもの

エ 井戸

植栽や芝生への灌水に供するため、地中を掘削し、地下水を揚水するもの

(公共用地)

第4条 要綱第4条及び要綱別表1から別表4までに規定する公共用地とは、次の各号に掲げる土地とする。

- (1) 国有地又は公有地(入場、利用等する者から料金を徴収するものは除く。次号において同じ。)
- (2) 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地
- (3) その他知事が適当と認める土地

(高質な都市緑化)

第4条の2 要綱別表1、別表3及び別表5に規定する別に定める「高質な都市緑化認定基準」は、別表のとおりとする。

(工事)

第5条 要綱別表1の補助対象に掲げる補助事業の対象となる者自らによる施工が困難な工事とは、以下のような熟練した技能が必要なもの、免許等の資格が必要なもの、一般の人が実施する際には危険性を伴うもの等をいう。

- (1) 掘削用重機の運転
- (2) 起重機の運転
- (3) 鳥居支柱等の設置
- (4) 生垣の設置
- (5) 専門業者による施工が一般的な工事
- (6) その他一般の人による作業が困難と知事が認めるもの

2 要綱別表2及び別表3の補助対象に掲げる補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費とは、一般の人が危険を伴わないで施工することができる芝張りに要する経費をいう。

(法令等による緑化との関係)

第6条 法律、条例等で緑化の基準が定められているもののうち、遵守義務である緑化については、原則として補助の対象としない。

(事業の完了年度)

第7条 補助金の交付申請を行うことができる事業は、当該年度内に完了するものに限る。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、要綱第2条第1項第1号(要綱別表1に掲げる一般緑化(官民連携緑化)(以下「官民連携緑化」という。))を除く。)から第3号に掲げる事業(以下「一般緑化等」という。)にあっては、事業実施予定箇所が存する市町の長(以下「市町長」という。)を経由して当該市町の区域を所管する県民局又は県民センターの長(ただし、神戸県民センター管内は知事、阪神南県民センター管内は阪神北県民局長、西播磨県民局管内は中播磨県民センター長。以下「県民局長等」という。)に、同項第4号から第6号までに掲げる事業(以下「駐車場の芝生化等」という。)にあっては、市町長及び県民局長等を経由して知事に、官民連携緑化にあっては、県民局長等を経由して知事に、「県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書」(様式第1号の1(官民連携緑化は、様式第1号の2)) (以下「申請書」という。)を提出する。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

2 市町長は、官民連携緑化を除く前項の申請があった場合、必要に応じ現地調査等を行い、要綱第5条の規定による地区緑化計画と申請書を照合し、適当と認められたときは、当該地区緑化計画の写しを添えて知事又は県民局長等に進達(様式第2号)する。

また、駐車場の芝生化等及び官民連携緑化の申請に係る進達を受けた県民局長等は、申請書の内容を確認し、適当と認められたときは知事に進達する。

3 補助金の交付申請額は、千円未満の端数を切り捨ての上、算出する。

(補助金の交付決定)

第9条 県民局長等は、知事が定めた期間内において、予算の範囲内で申請を受け付けるものとし、申請額の総額が予算額を超えようとするときは、受付を停止することができる。

2 県民局長等は、申請書の内容を審査して事業採択の有無、補助内容を決定し、申請者に「県民まちなみ緑化事業補助金交付決定通知書」(様式第3号の1)により通知するとともに、市町長に決定内容を通知(様式第4号)する。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

ただし、官民連携緑化にあつては、知事が「県民まちなみ緑化事業補助金交付決定通知書」（様式第3号の2）により通知する。

3 県民局長等は、交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 前項の通知を受けて事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県民局長等に報告するとともに、県民局長等の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

4 前3項の規定によらず受付、交付決定等を行う場合の手続については、別途通知する。

（補助金交付事業の実績報告及び補助金の請求）

第10条 補助事業者は、事業を実施し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、一般緑化等にあつては、市町長を経由して県民局長等に、駐車場の芝生化等にあつては、市町長及び県民局長等を経由して知事に、官民連携緑化においては、県民局長等を経由して知事に、「県民まちなみ緑化事業実績報告書」（様式第5号の1（官民連携緑化は、様式第5号の3））（以下「実績報告書」という。）及び「県民まちなみ緑化事業補助金支払請求書」（様式第6号）（以下「請求書」という。）を提出する。

2 市町長は、官民連携緑化を除く前項の報告があつた場合、実績報告書の内容を確認し、適当と認められる場合は、請求書を添えて県民局長等に進達する。

また、駐車場の芝生化等及び官民連携緑化の報告書に係る進達を受けた県民局長等は実績報告書の内容を確認し、適当と認める場合は知事に進達する。

（完了検査及び補助金額の確定）

第11条 県民局長等は、前条の実績報告に関わる書類審査及び必要に応じて行う公益財団法人兵庫県園芸・公園協会（以下「協会」という。）理事長及び市町長と連携した現地確認等により完了検査を行い、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合は、補助金の額を確定し、「県民まちなみ緑化事業補助金交付額確定通知書」（様式第7号の1）により、補助事業者に通知する。

ただし、官民連携緑化にあつては、知事が「県民まちなみ緑化事業補助金交付額確定通知書」（様式第7号の2）により通知する。

なお、県民局長等は、必要があると認めるときは、実績報告書の提出前であっても、補助事業実施箇所の現地確認を行うことができる。

(補助金の支払)

第12条 県民局長等は、前条により補助金の額が確定したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を支払う。

(概算払)

第12条の2 県民局長等は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。なお、この場合、概算払を受けようとする申請者は、交付申請時に「概算払理由書」(様式第1号の5)を提出しなければならない。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、第9条第2項の補助金交付決定通知を受け、事業に着手した後、請求書を県民局長等に提出する。
- 3 県民局長等は、前項による請求があったときは、これを審査の上、速やかに補助事業者に対して補助金の概算払を行う。

(申請内容の変更)

第13条 補助事業者は、次に掲げる申請書の内容の変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに)、「県民まちなみ緑化事業補助金変更交付申請書」(様式第8号の1)を県民局長等に提出しなければならない。

ただし、官民連携緑化にあつては、「県民まちなみ緑化事業補助金変更交付申請書」(様式第8号の2)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
 - (2) 第9条第2項の規定により通知された金額の変更
 - (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
- 2 県民局長等は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を「県民まちなみ緑化事業補助金変更交付決定通知書」(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。
 - 3 第9条第3項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(申請内容の中止)

第14条 補助事業者は、申請書の内容の中止を行おうとする場合は、あらかじめ、一般緑化等にあつては、市町長を経由して県民局長等に、駐車場の芝生化等にあつては、市町長及び県民局長等を経由して知事に、官民連携緑化にあつては、県民局長等を経由して知事に「県民まちなみ緑化事業中止承認申請書」(様式第8号の3)を提出しなければならない。

- 2 県民局長等は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を当該申請者及び市町長に「県民まちなみ緑化事業中止承認通知書」(様式第10号の1(市町長は様式第10号の2))により通知するものとする。

(補助金の交付申請の特例)

第15条 駐車場の芝生化等及び官民連携緑化に係る補助金の交付申請については、第9条、第11条から第13条（ただし、官民連携緑化にあつては、第12条の2を除く。）まで、第14条第2項、第17条から第20条まで及び第21条第2項の規定中の「県民局長等」を「知事」と読み替えて適用する。この場合、知事が第9条第2項、第14条第2項、第17条第2項及び第21条第2項の通知をする場合、県民局長等にも通知する。

2 要綱第2条第1項に掲げる事業のうち次の各号に該当するものの補助金の交付を希望する者（以下「申込者」という。）は、第8条の規定による補助金の交付申請を行うに先立ち、県民まちなみ緑化事業補助金交付協議書（様式第1号の6（以下「協議書」という。）を一般緑化等にあつては、県民局長等に、駐車場の芝生化等及び官民連携緑化にあつては、知事に提出して、協会が設置する県民まちなみ緑化事業検討委員会の審査を受けなければならない。

ただし、県民局長等又は知事が、申請内容等により支障がないと判断したものについてはこの限りでない。

(1) 要綱で定める限度額（総額）を超えるもの

(2) 特殊な樹木、技術等を使用するもの

(3) その他、技術的な観点等から計画の妥当性について検討が必要なもの

3 要綱第2条第1項第6号に掲げる事業は、要領第8条第1項に規定する申請書を前項に規定する協議書とみなすことができる。

4 県民局長等又は知事は、県民まちなみ緑化事業検討委員会での審査結果に基づき、予算の範囲内において、条件を付して補助金の交付申請の受付を可とする事業を申込者に通知する。

5 申込者は、前項の規定により通知を受けた事業についてのみ、付された条件に基づき交付申請を行うことができる。

6 第2項から第4項までの規定による補助金の審査等に関し、必要な事項は別に定める。

（受付状況の報告）

第16条 県民局長等は、第8条に規定する交付申請の受付状況を毎月末に取りまとめ、翌月の5日までに都市政策課長に報告（様式第11号）する。

（決定の取消し）

第17条 県民局長等は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこれに基づく処分に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す（様式第12号）ことができる。

2 前項の取消しを行った場合には、県民局長等は、市町長にその旨を通知（様式第13号）する。

（補助金の返還）

第18条 県民局長等は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返

還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間（5年間とする。以下同じ。）の間に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する場合において、その取得価格若しくは効用の増加価格が50万円以上であるとき、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、県民局長等に申請（様式第14号）し、承認（様式第15号）を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳等を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(適正管理)

第20条 要綱第3条第1項第1号に規定する住民団体は、原則として、交付申請前に花と緑の専門家講習会を受講しなければならない。

2 申請者は、事業の対象となる樹木や緑地等（以下「緑地等」という。）の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）を作成しなければならない。

3 申請者のうち、自己の所有に属しない土地又は建築物において事業を実施しようとする者は、原則として土地又は建築物の所有者との間で緑地等の維持管理に関する協定を締結しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業により整備した緑地等について第2項に規定する維持管理計画に基づき適切な維持管理に努めなければならない。

5 補助事業者は、公衆の目に留まるところに当該事業を実施した旨の表示板を設置しなければならない。

6 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間の緑地等の維持管理の状況について、「県民まちなみ緑化事業維持管理報告書」（様式第16号）により、県民局長等にその指定する期日までに報告しなければならない。

7 事業実施後、緑地等の継続的な維持管理が困難な場合は、補助事業者は市町又は施設管理者の同意を得て維持管理を引き継ぐことができる。

(天災等による財産の滅失認定等について)

第21条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が、処分制限期間内に天災・事故等やむを得ない理由により、滅失又は大きく減少すること等（以下「滅失等」という。）により適正管理が困難となった場合は、「県民まちなみ緑化事業で取得した財産の滅失等認定申請書」（様式第17号）により、一般緑化等にあつては、市町長を経由して県民局長等に、駐車場の芝生化等にあつては、市町長及び県民局長等を経由して知事に、官民連携緑化にあつては、県民局長等を経由して知事に提出することができる。

2 前項の申請を受けた県民局長等は、滅失等に至った理由がやむを得ないと認める場合は、「県民まちなみ緑化事業で取得した財産の滅失等認定通知書」（様式第18号及び第19号）により、補助事業者及び市町長に通知する。

3 前項の認定通知があった補助事業者に対しては、認定を受けた範囲において、第19条及び前条第3項から第6項までの規定を適用しない。

(補則)

第22条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年11月5日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日) (令和3年2月10日改正)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の県民まちなみ緑化事業実施要領の規定による申請書その他の書類については、この要領の施行の際現に残存するこの要領による改正前の県民まちなみ緑化事業実施要領の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月25日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条の2関係）

区分	評価項目	評価基準	得点
下表の基準に基づき緑化計画等を評価し、合計得点が次の得点以上の場合に、「高質な都市緑化」と認定する。 1 一般緑化 15点 2 ひろばの芝生化 10点 3 建築物の屋上緑化（樹木による緑化） 10点			
1 緑化計画	①緑地の広さ	緑化面積が下記の範囲 一般緑化 600㎡以上 注) プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化 1,800㎡以上 建築物の屋上緑化 200㎡以上	5
		緑化面積が下記の範囲 一般緑化 400㎡以上 600㎡未満 注) プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化 1,200㎡以上1,800㎡未満 建築物の屋上緑化 100㎡以上 200㎡未満	3
	②高木による緑化	高木を計10本以上植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない	5
		高木を計5本以上10本未満植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない	3
	③緑地の階層構造	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の2層がある 注) プランター内の階層構造は含まない	5
		緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか1層がある 注) プランター内の階層構造は含まない	3
	④沿道緑化	主要な接道部（※1）の沿道緑化率（※2）が75%以上 ※1 主要な接道部… 車両等の出入口の部分を除いた延長が10m以上の道路境界（複数ある場合は、利用頻度が最も高く見込まれる道路に接するもの） ※2 沿道緑化率… 高木又は中低木（プランター植樹は除く）による接道部緑化長さ/接道部長さ	5
		主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満	3
⑤緑陰による暑さ対策	夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける	5	
2 緑化場所	①都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である	5
	②空き地の利活用	100㎡以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地…宅地化された土地又それに近接する土地で、現に利用されていない土地	5
	③既存建築物の緑化	既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	5
	④地表面の状態	緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である	5
緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である		3	
3 緑化空間の公開性等	①公開性	緑化空間に不特定多数の県民が自由に出入り可能である	3
	②安らげる空間整備	3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する	2
	③運動できる空間整備	3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。	2